

岐阜県家庭教育推進委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、岐阜県家庭教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、岐阜県の家庭教育支援施策を総合的に推進するため、岐阜県が実施する施策に対し、委員それぞれ専門的な立場から意見を聴取する。

(意見聴取項目)

第3条 県は、次の項目について、委員から意見等を聴取する。

- (1) 岐阜県の家庭教育推進施策の策定及び実施に関すること
- (2) 岐阜県の家庭教育推進施策の普及・啓発に関すること
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第4条 推進委員会は、委員16名以内で構成する。

2 委員は、別表に掲げる分野の者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 推進委員会に、委員長を置き、委員のうちから互選する。

(役員職務)

第7条 委員長は推進委員会の会議を進行する。

(委員会の招集)

第8条 推進委員会の会議は、環境生活部環境生活政策課長が招集する。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、環境生活部環境生活政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は環境生活部環境生活政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月22日から施行する。

別表（第4条関係）

分 野
学識経験者
PTA 代表
祖父母代表
事業者代表
幼稚園代表
小・中・義務教育学校代表
高等学校代表
市町村代表